

原子力災害時における
広域避難者の受入対応マニュアル
【島根原子力発電所対応】

2023年（令和5年）5月

福山市

目次

はじめに.....	1
第1章 原子力災害時等の対応	2
1 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置.....	2
2 受入対象の避難地域.....	4
3 連絡体制.....	5
4 避難者受入活動.....	6
第2章 基本方針.....	9
1 広域避難者の受入対応マニュアルの基本方針.....	9
2 マニュアルの対象者.....	9
第3章 避難経由所の開設・運営.....	10
1 避難経由所設置の目的.....	10
2 避難経由所の概要.....	10
3 避難経由所の開設・運営方法.....	10
第4章 避難所の開設.....	14
1 全体的事項.....	14
2 避難所の開設準備.....	14
3 避難所開設の周知・広報.....	14
4 食糧・物資等の管理, 配給.....	14
5 体調不良者への対応.....	14
第5章 避難所の運営・管理.....	15
1 全体的事項.....	15
2 避難所運営委員会設置以前の対応（松江市へ体制を移行する前）.....	15
3 避難所運営委員会の設置.....	15
第6章 避難所の閉鎖.....	16
1 全体的事項.....	16
2 情報の提供.....	16
3 避難所集約に伴う移動.....	16
4 避難所の閉鎖時期, 閉鎖準備等避難者への説明.....	16
5 避難所閉鎖後の通常業務体制の準備.....	16
6 避難所閉鎖準備.....	16
【参考】用語解説.....	17

はじめに

2011年（平成23年）3月11日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえ、2012年（平成24年）10月、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針の見直しを行い、原子力災害対策を重点的に実施すべき「原子力災害対策重点区域」として、原子力発電所から概ね半径5kmが目安の「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び概ね半径30kmが目安の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」が設定されました。

本市は、原子力災害に備えた島根県広域避難計画において、島根県松江市にある中国電力株式会社島根原子力発電所で原子力災害が発生し、UPZ圏内にある島根県松江市の住民の避難が必要となった場合に、松江市から避難した住民の一時避難先として位置づけられています。

こうしたことから、原子力災害時に、松江市からの避難者を一時的に受け入れるため、避難経路所及び避難所を円滑に開設・運営し、避難者の安心・安全を確保するとともに、福山市民の平穏な生活を守ることを目的として、このマニュアルを策定しました。

今後も国の原子力政策や、広島県、島根県及び松江市との協議等を踏まえ、より実効性のあるマニュアルとなるよう、必要に応じて、修正・補足を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行下で、原子力災害が発生した場合には、島根県が取りまとめた原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアル、その他関連マニュアル等によって対応します。

第1章 原子力災害時等の対応

1 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置

(1) 原子力災害対策指針に基づくEALの考え方(注1)

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとされている。具体的には、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分している。ただし、ここに示されている区分の順序通りに発生するものではなく、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合がある。



予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)

- ・原子力施設から概ね5 km圏
- ・急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、EAL (緊急時活動レベル) に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective action planning Zone)

- ・原子力施設から概ね30km圏
- ・確率的影響 (放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなるとみなされる影響) のリスクを最小限に抑えるため、EAL (緊急時活動レベル) , O I L (運用上の介入レベル) に基づき、緊急時防護措置 (避難, 屋内退避, 安定ヨウ素剤の予防服用等) を準備する区域

(注1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(注2) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、安定ヨウ素剤を事前配布されていない、若しくは、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者で、施設敷地緊急事態（EAL2）において早期の避難等の防護措置の実施が必要な要配慮者（避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者を除く）。

(注3) 事態の規模、時間的な推移に応じてU P Z内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合もある。

(注4) U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

(2) 原子力災害対策指針に基づくU P Zの防護措置の考え方（O I L※）

放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、原子力災害対策指針に沿って緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率（500 μ Sv/h以上）が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じる。

（O I L 1）

それと比較して低い空間放射線量率（20 μ Sv/h以上）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転や地域生産物の摂取制限等の早期防護措置を講じる。

（O I L 2）

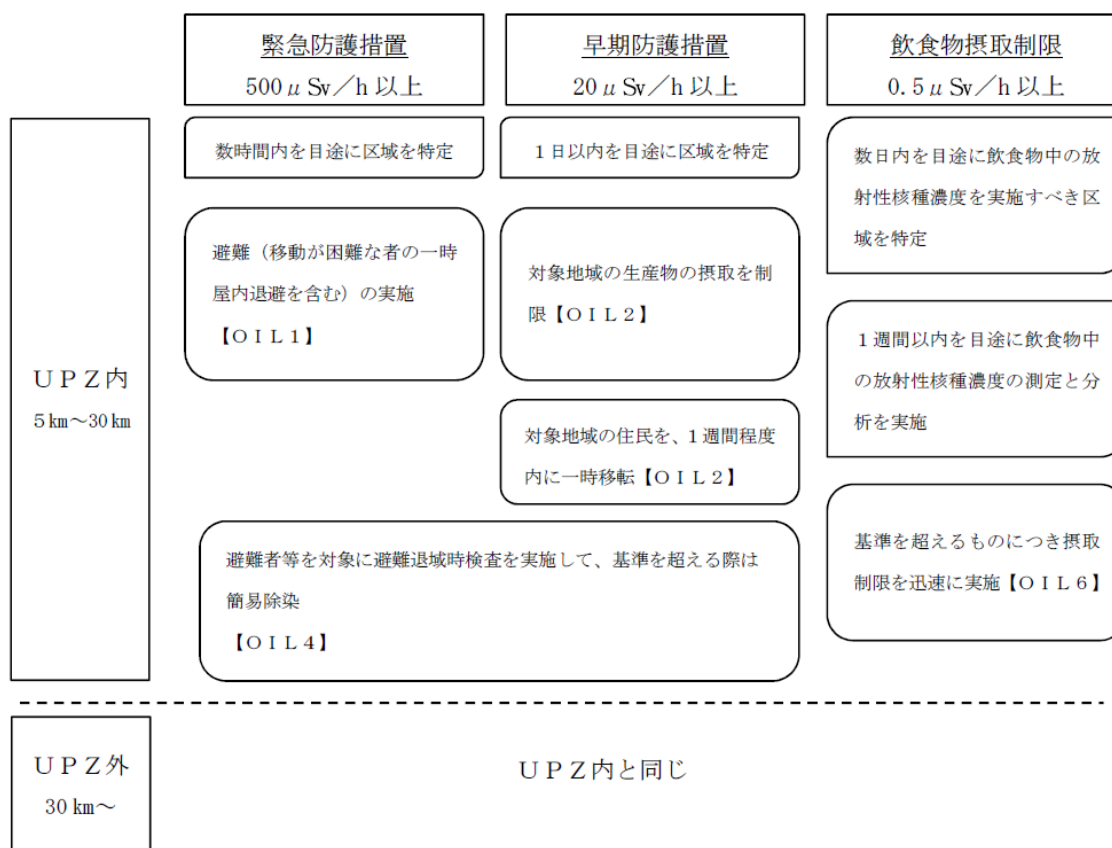
また、避難や一時移転等が必要ない空間放射線量率（0.5 μ Sv/h以上）が計測された地域においても、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施し、基準を超えるものにつき摂取制限を実施する。

（O I L 6）

※O I L（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

緊急時モニタリング結果に伴うOILの考え方



2 受入対象の避難地域

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）：付属資料より2022（R4）年12月末時点人口		
市名	地区名	人口（うち要配慮者）
松江市	津田地区	13,606人（1,472人）
	穴道地区	8,287人（1,054人）

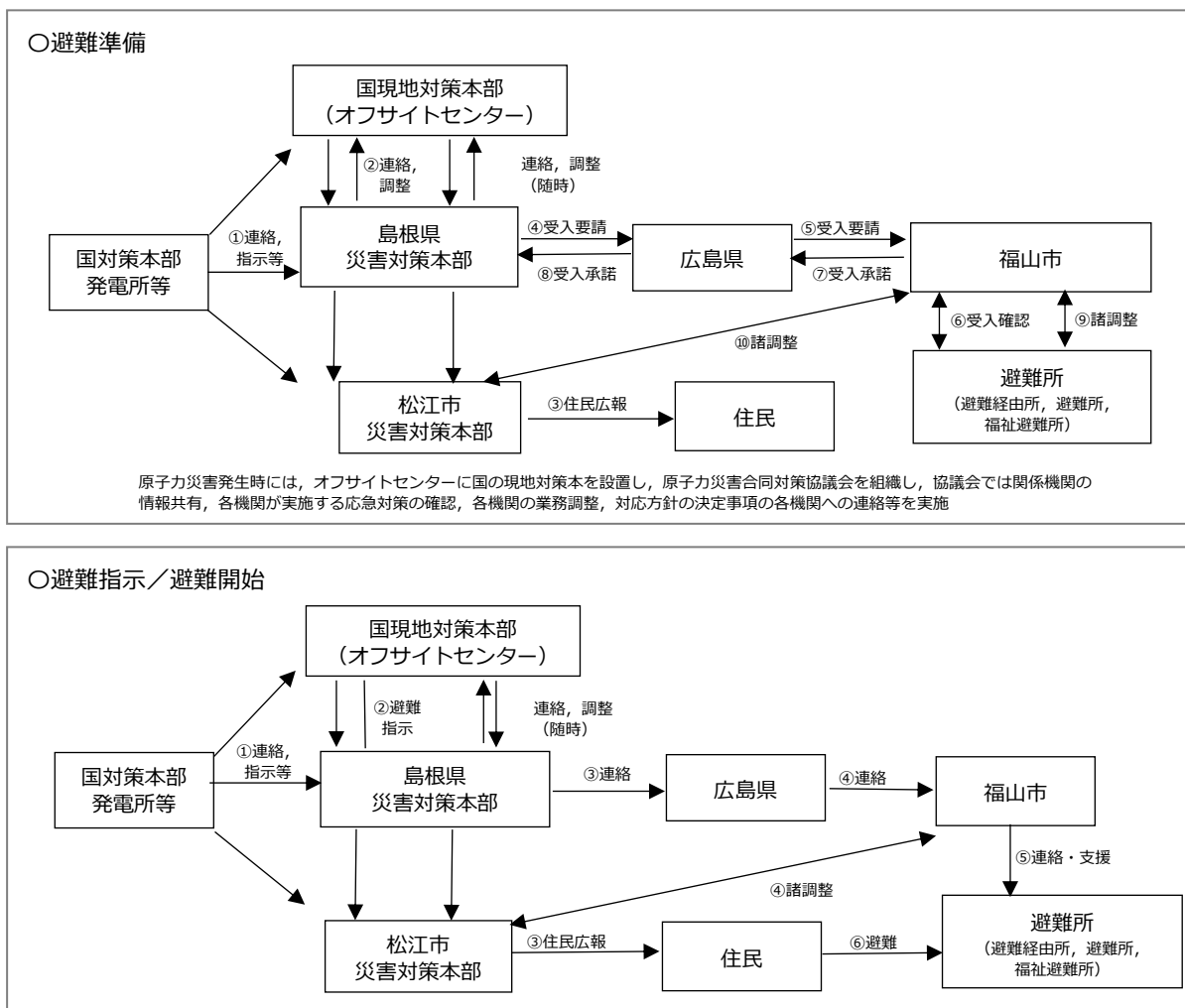
3 連絡体制

発電所において、事故・トラブル等が発生した場合、島根県は、事故、災害の状況、避難準備等に関する情報連絡を広島県に行い、広島県は、本市へ島根県からの情報を伝達する。

(図-1のとおり)

なお、本市は松江市と日頃から円滑に連絡調整を行うことができる体制を構築する中で、災害時には松江市の連絡員の派遣を受け入れる。

図-1 広域避難に係る情報連絡の流れ



4 避難者受入活動

(1) 避難の方法

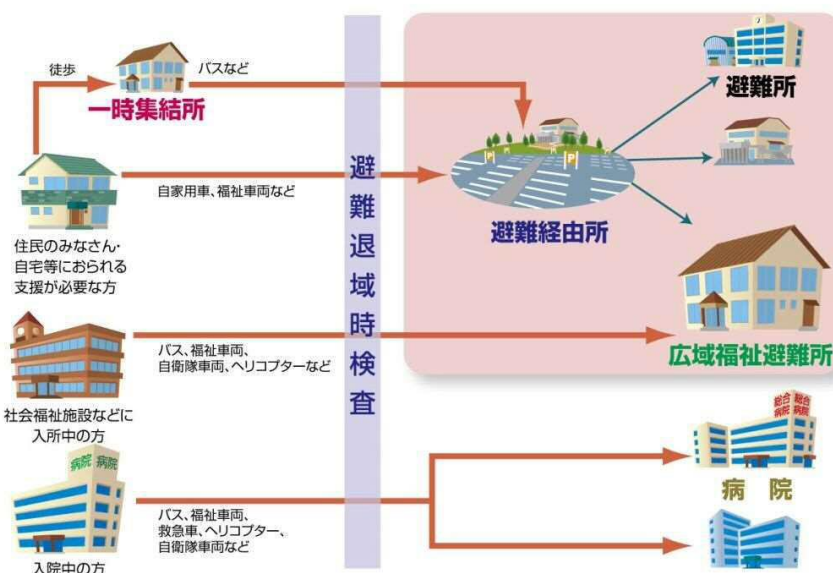
避難者は、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所へ向かう。

自家用車避難が困難な場合等は、島根県が国、関係機関の協力を得て確保するバス等の公共的手段を利用して避難する。

避難者は、予防的防護措置として放射性物質放出前に避難等を行った場合を除き、島根県が避難経路等に設置する検査場所において避難退域時検査を行った後に避難経由所へ向かう。

なお、松江市は地区ごとにあらかじめ避難ルートを「島根県広域避難計画」において設定する。

図－2 広域避難のイメージ



注1) 避難経由所を優先して開設する。

注2) 避難所は、受入スペースの状況を踏まえ、順次開設する。

(2) 避難者受入手順

- ① 本市は、広島県を通じて島根県から受入れ可否の確認依頼を受ける。(EAL2段階を想定)
- ② 依頼を受けた本市では、避難所等の開設に係る人員等に留意しつつ、避難経由所や開設可能な避難所及び福祉避難所の確認を行った上で、広島県へ受入れの可否を報告する。
- ③ ②の報告をもとに、広島県から受入れの可否を島根県へ回答する。
この際、本市が開設可能とした避難所等の施設名称等についても島根県に連絡する。
- ④ ③を受け、島根県は松江市と調整の上、広島県を通じて本市に対し、避難所等の設営準備の要請を行うとともに、職員を派遣する。(EAL3段階を想定)
- ⑤ 要請を受けた本市では、受入体制の立ち上げや避難所の設営準備等を行う。
- ⑥ 緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で示された基準により、避難対象

となる区域を特定し、国から避難等の指示が行われると、島根県は、広島県を通じて本市に避難者の受入要請を行う。(O I L 1, O I L 2)

⑦ 本市は受入要請を受け、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、受入体制を整える。物資や人員等が不足する場合は、広島県へ支援を要請する。

⑧ 避難対象となった松江市の住民等は、松江市の指示に従って本市への避難を開始し、本市は受入を行う。この際、松江市から本市に連絡員を派遣し、避難に関する諸調整(避難バスの台数・出発時刻等把握できる避難状況、避難先の準備状況等)を行う。

また、島根県は、実施計画に基づき避難退域時検査を実施するとともに、本市の支援、避難者支援等のため避難経由所へ職員を配置し、検査済証を持たずに避難経由所等へ来た避難者への対応も当該派遣職員が行う。

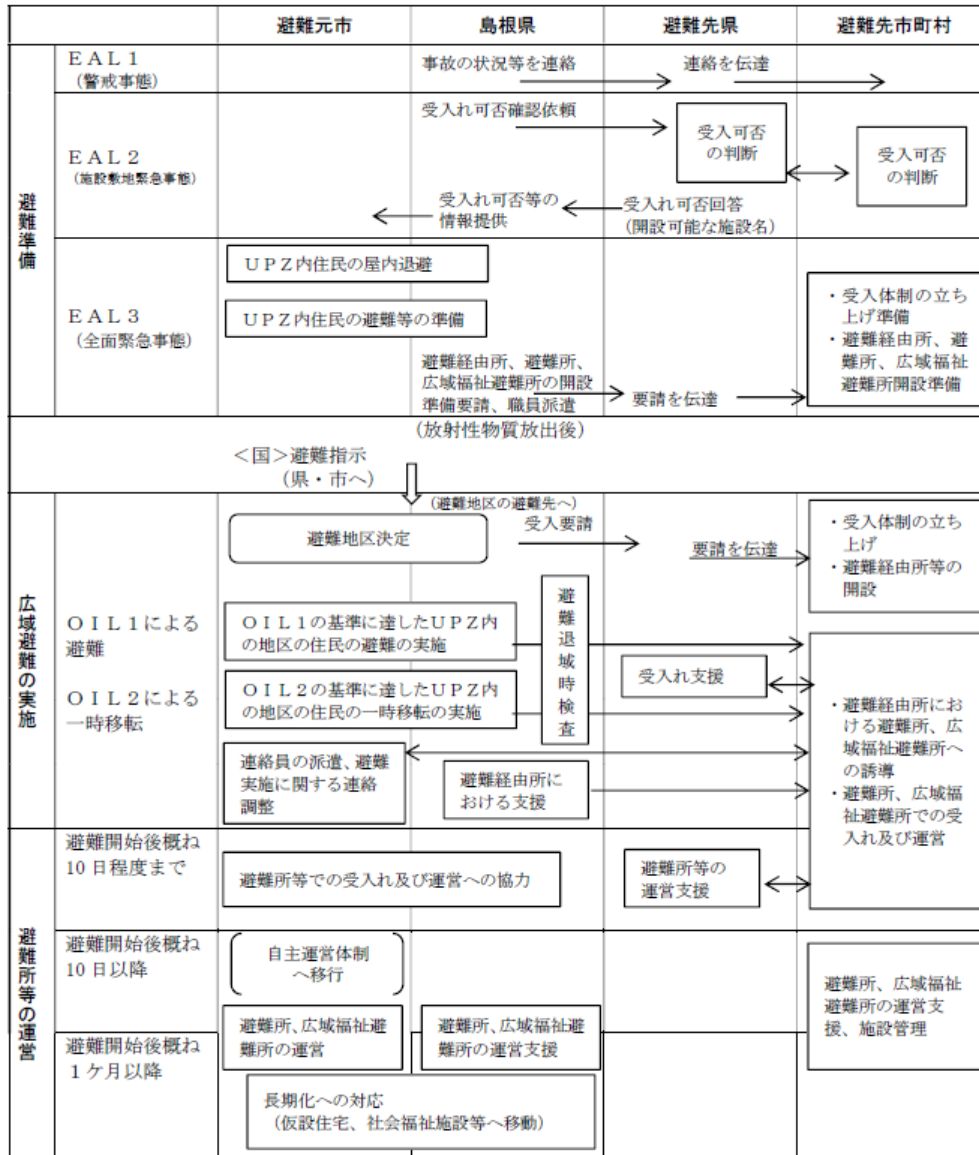
⑨ 発電所の状況が安定し、避難等の指示がなされずに国から屋内退避の指示が解除された場合は、一時移転等の防護措置が不要となるため、受入準備をしていた本市は、島根県からの連絡(広島県経由)を踏まえ、準備を解除する。

(3) 島根県及び松江市からの職員派遣

① 避難開始前(全面緊急事態)の段階で、島根県は、本市の支援、避難者支援等のため、避難経由所に職員を派遣する。避難退域時検査済証を持たずに避難経由所や避難所へ来た避難者への対応についても派遣職員へ引き継ぐ。

② 避難決定後、松江市は、本市へ避難実施に関する連絡調整のため、連絡員を派遣する。

図-3 広域避難のフロー図



(4) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

- ① 避難開始当初、島根県及び松江市は、住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入業務については、広島県及び本市が主体的に対応する。
- ② 本市は、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、避難所施設の管理を行うとともに、初動段階においては松江市に代わって、これらの運営を行う。
- ③ 松江市は住民避難の送り出しが落ち着いてきた段階から、本市へ職員を順次派遣し、本市指示のもと、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の対応を行う。
- ④ 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難住民、松江市、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、松江市は臨時出張所等現地支援拠点を設け、避難所及び広域福祉避難所との連絡・調整、支援を行う。

第2章 基本方針

1 広域避難者の受入対応マニュアルの基本方針

- (1) 避難所は、災害発生直後において、避難者が緊急一時的に避難する施設として、その後は生活する施設として重要な役割を果たすものである。
- (2) 開設する避難所の選定にあたっては、本市の災害対応を考慮し、本市の学区・地区ごとに1箇所開設する緊急避難場所78箇所を除いた施設とする。
- (3) 松江市宍道地区からの避難者は、本市の北部、東部、神辺地域の避難所を基本とする。
- (4) 松江市津田地区からの避難者は、本市の中部、南部、西部地域の避難所を基本とする。
- (5) 避難所は、避難者の次の避難先（仮設住宅等）への移転等により閉鎖する。
- (6) 避難所の開設は島根県からの要請（広島県経由）を受けて行い、閉鎖は、本市と松江市で協議して決定する。
- (7) 避難所では、避難者の自主運営を原則とする。

避難開始後、概ね1週間から10日後を目途に、避難所では、避難者が自主的に避難所を運営するために、避難者の代表者、避難所の担当職員（松江市職員）及び避難所の管理者等で構成する「避難所運営委員会」を設置し、運営に関わる事項を協議・決定し、運営する。
- (8) 自主運営体制移行後、松江市の地区現地対策本部（臨時出張所等松江市の現地支援拠点）は、避難所の後方支援を行う。本市は避難所施設の管理のほか、松江市の支援を行う。
- (9) 松江市は、本市の協力を得ながら、要配慮者へのニーズへの対応を行う。

2 マニュアルの対象者

このマニュアルを使うことを想定している人又は組織等は、次のとおりとする。

- (1) 本市の担当職員
松江市の体制への移行まで、避難経路所及び避難所の開設・運営を行う本市の職員
- (2) 避難所の管理者
避難所となる施設の管理者
- (3) 松江市の職員
避難経路所及び避難所の運営のため、本市に派遣される松江市の担当者
- (4) 避難者を代表する人
避難所開設時から避難所運営委員会開設までの間は、避難地区の町内会や自治会の役員等を想定（避難所運営委員会開設後は、避難者から選出された会長、副会長等が代表者）
- (5) 避難者
松江市からの避難者
避難所運営委員会開設後は、避難者から会長、副会長、各運営班長、各居住組長等の役員を選び、避難所運営への協力、物資等の配給、交代による当番等の業務を行う。

第3章 避難経由所の開設・運営

1 避難経由所設置の目的

避難経由所は、初期段階における避難所運営の負担軽減、渋滞緩和等のために設け、避難者は、社会福祉施設入所者等を除き原則、直接避難所ではなく、避難経由所へ向かう。

避難所は、避難経由所での集結状況により段階的に順次開設する。

(避難経由所を開設するメリット)

- ・避難経由所において、避難者の振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、本市の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ・大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、本市内の渋滞緩和が図れる。
- ・土地勘がない避難者にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ・避難経由所は、避難者への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

2 避難経由所の概要

本市の避難経由所の概要は次のとおり

施設名	所在地	電話番号	駐車可能台数
竹ヶ端運動公園	福山市水呑町4748	084-956-4563	自家用車 500台 (バス換算 80台)
広島県立ふくやま産業交流館駐車場	福山市御幸町大字上岩成 字正戸476-5	084-970-2111	自家用車 785台 (バス換算 100台)
手城東公園サッカー場	福山市南手城町四丁目 25 番	084-927-9910	自家用車 415台 (バス換算 80台)
箕沖球場	福山市箕沖町	084-927-9910	自家用車 1,250台 (バス換算 250台)
機織 北 公園	福山市南松永町一丁目 17 番	084-928-1095 084-930-0412	自家用車 255台 (バス換算 50台)
機織 南 公園	福山市南松永町三丁目 6 番	084-928-1095 084-930-0412	自家用車 415台 (バス換算 80台)

3 避難経由所の開設・運営方法

(1) 避難経由所の開設準備

- ① 本市は、島根県から避難経由所等開設準備の要請（広島県経由）を受けた場合、あらかじめ定めた要員を招集するとともに、当該避難経由所の管理者に対して、避難経由所を開設する旨を伝え、開設にあたっての協力を依頼する。
- ② 招集した要員をもって、避難経由所開設に必要な資機材等（避難所説明のための位置図、通信手段、テント、机など）を避難経由所に搬入・設置する。

(2) 避難経由所の開設

- ① 本市は、避難経由所 1ヶ所あたり表に示す要員を配置するとともに、施設を解錠し、施設の確認を行う。
- ② 本市に派遣されている松江市からの連絡員と連携し、可能な範囲で避難に関する情報を入手する。
- ③ 誘導グループの要員は前面道路、敷地内道路、駐車場所に配置し、業務委託も検討する。
なお、公道上の誘導にあたっては、別途、広島県が警察と協議を行う。

グループ名	対応する班	要員の目安	主な業務
総務グループ	非常配備体制の 総務班庶務部	2名 (1名は責任者)	・ 避難経由所の総括管理 ・ 本市各班との連絡・調整
管理グループ	非常配備体制の 総務班庶務部	2名	・ 避難退域時検査済証の確認 ・ 避難所の振り分け
誘導グループ	非常配備体制の 総務班機動部	3名	・ 避難経由所及び周辺の交通整理 ・ 避難者の誘導

(注) 避難経由所の規模等に応じてグループを統合することができる。

(3) 避難所、福祉避難所への避難者誘導

- ① 総務班長は、避難経由所の開設と同時に、避難所及び福祉避難所の開設状況を確認し、総務グループへ連絡する。
- ② 管理グループは、総務グループの指示を受け、受け入れ可能な避難所について、避難者へ伝える。在宅の要配慮者など、避難所の設備面で特別な配慮が必要な避難者については、指定された福祉避難所に誘導する。
- ③ 誘導グループは、一般の避難者を避難経由所から指定された避難所へ誘導する。
次ページ「避難経由所から避難所への誘導イメージ(例)」, 次々ページ「運動公園での運営例」を参照
- ④ バスによって避難経由所に到着した避難者は、乗車してきたバスで避難所に向かうよう誘導する。
- ⑤ 自家用車で避難経由所に到着した避難者は、徒歩、シャトルバス、自家用車による移動手段を組み合わせる避難所に誘導する。

(4) 避難経由所の閉鎖

避難経由所は、避難開始後、日数の経過に伴い減少する避難者数に合わせて体制を順次縮小し、避難が完了する1週間程度で閉鎖する。

縮小や閉鎖については、避難の状況を踏まえた島根県から広島県を通じた連絡による。

(5) その他

- ① 避難所の受入れを円滑に行うため、本市は避難経由所と避難所の連絡体制を整える。

- ② 避難経由所の駐車スペースの残数を確認し、不足する場合は追加の駐車スペース確保に努める。
- ③ 体調不良者については、必要な移動手段を確保した上で、病院の紹介などを行う。

避難経由所から避難所への誘導イメージ（例）

1 避難所が徒歩圏内の場合

避難経由所の要員によって位置図等を渡すなど現在地と避難所を説明。避難者は徒歩で運べる荷物を持って避難所へ移動する。避難者のその他荷物の自家用車による運搬は、避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



2 避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）

避難経由所内もしくは車中にて待機させる。順番に最小限の荷物を持ってバスに乗車させる。避難者のその他荷物の自家用車による運搬は避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



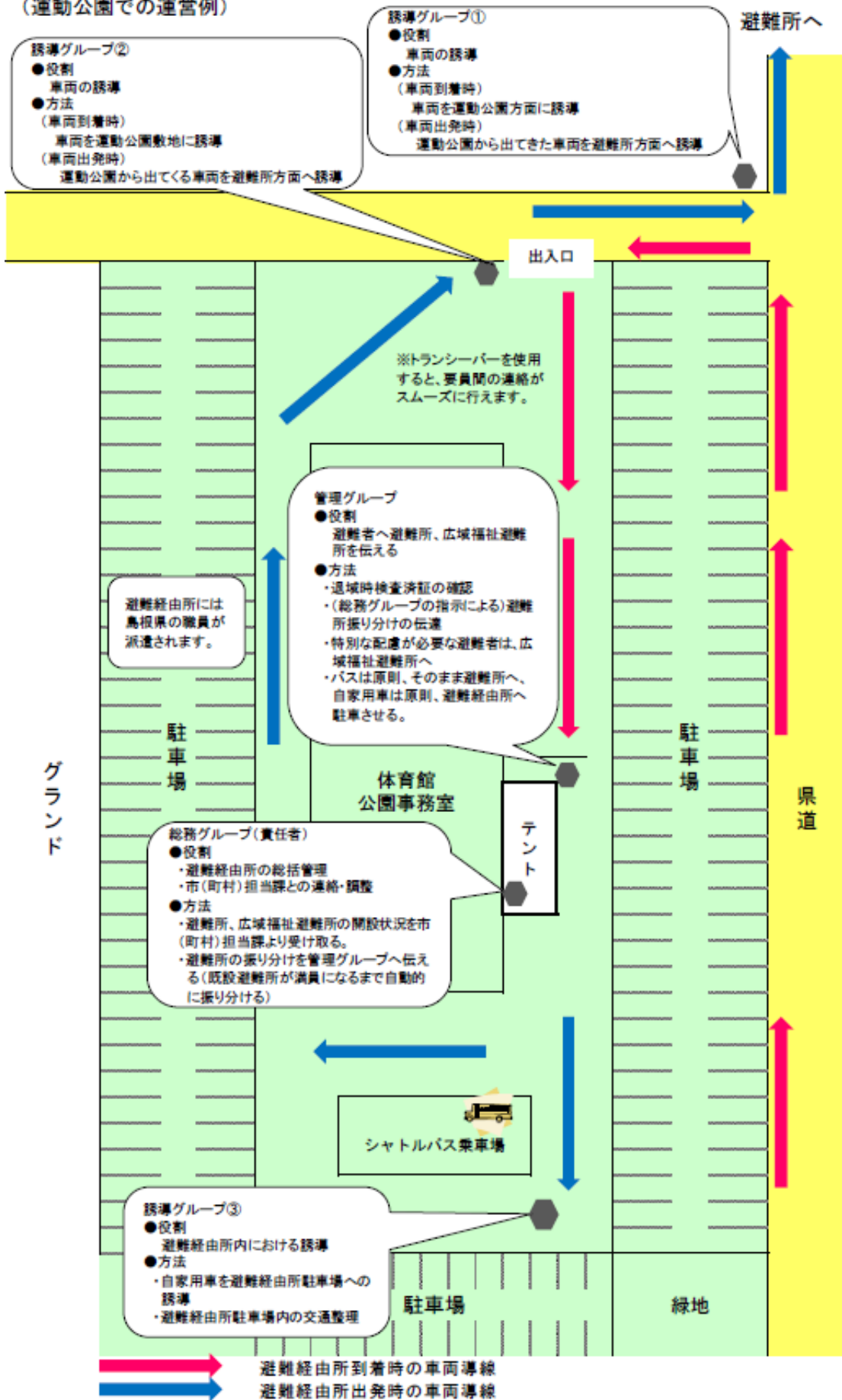
3 避難所が徒歩圏外の場合（自家用車移動）

避難経由所の要員により当該避難所の駐車スペースの場所を説明。（避難所の駐車スペースの場所には、避難経由所と同様に誘導員が必要。）

避難所の駐車スペースから避難所まで徒歩移動する場合は上記1と同様とし、バス移動する場合は上記2と同様とする。



(運動公園での運営例)



第4章 避難所の開設

1 全体的事項

- (1) 避難所の開設は、原則として、本市担当職員が、施設の管理者と連携して実施する。
- (2) 状況に応じて迅速に対応するため、本市は事前に施設管理者等と鍵の保管方法・管理方法及び施設設備等の使用方法等について協議し、決定しておく。
- (3) 本市の避難所（候補施設）の概要は、「福山市地域防災計画 資料編」で定めた避難所一覧のとおりとする。

なお、円滑に避難所を選定し開設するため、あらかじめ受入対象地域別（津田地区、宍道地区）に候補施設を抽出しておく。

- (4) 福祉避難所の開設が必要な場合は、施設と調整を行い、準備の整った福祉避難所を開設する。

2 避難所の開設準備

避難所の開設準備、避難者の受入れと誘導等については、「福山市避難所運営（長期）マニュアル」に沿って対応する。

3 避難所開設の周知・広報

本市は、避難所が設置されたことを、各種情報伝達手段（登録制メール、広報車、SNS等）により住民に周知する。

4 食糧・物資等の管理、配給

避難所への食糧や毛布等避難物資については、島根県及び松江市が、国や関係事業者に要請し、迅速に確保するが、避難開始直後は、「福山市避難所運営（長期）マニュアル」に沿って対応するとともに本市の備蓄等により適宜対応する。

5 体調不良者への対応

- (1) 避難者に体調不良者が発生したときは、病院の紹介などを行う。
- (2) 避難所には、必要に応じ救護所を設置するよう努める。

（例：学校の保健室、屋外テント等。スペースを考慮すること。）

第5章 避難所の運営・管理

1 全体的事項

避難開始後、松江市による運営体制に移行するまで本市が運営する。

2 避難所運営委員会設置以前の対応（松江市へ体制を移行する前）

(1) 被災地住民登録票の配布

将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」（別添）を世帯人数分配付し、避難者毎に必要な事項を記載し、世帯の代表者に保管してもらう。

(2) 「福山市避難所運営（長期）マニュアル」に沿った対応を行う。

福山市避難所運営（長期）マニュアル【参考資料】			
資料集		様式集	
資料 1	避難(場)所開設時必要物品一覧表	様式 1	避難所の安全確認チェックリスト
資料 2	避難(場)所備蓄状況	様式 2	避難者登録票
資料 3	福山市災害時ペット同行避難所等運営マニュアル	様式 3	避難者一覧
資料 4	避難場所の開設の考え方について	様式 4	退所届
資料 5	多言語対応カード	様式 5	避難（場）所状況報告書
資料 6	避難所会話カード	様式 6	物資受払簿
資料 7	避難者登録カード（言語別）	様式 7	食料受払簿
資料 8	避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法	様式 8	避難所運営日誌
資料 9-1	避難所生活のルール（例）	様式 9	避難所同行ペット・補助犬届出票
資料 9-2	トイレ使用上の注意（例）	様式 10	避難所利用者名簿（公開用）
資料 9-3	食料・物資配布のルール（例）	様式 11	緊急時連絡先一覧
資料 9-4	ペット飼育のルール（例）	様式 12	物資依頼伝票
資料 9-5	ごみ捨てのルール（例）	様式 13	食料依頼伝票
資料 9-6	火気使用のルール（例）	様式 14	外泊届
資料 9-7	夜間警備体制のルール（例）	様式 15	ボランティア派遣依頼書
資料 9-8	感染予防のルール（例）	様式 16	ボランティア受付票
資料 10	災害時の衛生管理の方法	様式 17	取材・調査受付票
資料 11	ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）	様式 18	郵便物等受取簿
資料 12	避難所内で取材・調査をされる方へ	様式 19	電話受付簿
資料 13	災害用伝言ダイヤルの使用方法	様式 20	外来者受付簿
		様式 21	ペット登録台帳
		様式 22	避難所における要配慮者名簿
		様式 23	地域での確認事項

3 避難所運営委員会の設置

松江市の体制へ移行すると、避難所の運営は避難者の自主運営の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会が担う。

避難所運営委員会は、会長、副会長、各運営班長、各居住組長、避難所の担当職員、避難所の施設管理者で構成する。運営委員会はできるだけ男女の委員で構成し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮した運営を行う。

また、具体的な業務を執行・運営するために各運営班をおき、避難所運営会議を開催し、必要事項等を協議決定する。

第6章 避難所の閉鎖

1 全体的事項

- (1) 避難者の次の避難先（公営住宅、仮設住宅等）への移転等により、避難者がいなくなった避難所は、随時閉鎖し、避難者が少なくなった避難所を継続して開設する必要がある場合は、他の避難所との統廃合を検討する。
- (2) 避難所の閉鎖や統廃合の時期については、本市と松江市及び施設管理者が協議して、避難者の合意を得て決定する。
- (3) 避難所の閉鎖や統廃合に関わる業務は、原則避難所の担当職員が行いますが、閉鎖時期などの避難者の合意形成は、運営委員会が中心となっていく。
- (4) 運営委員会は、避難所施設の原状回復と、避難者の生活再建を重視して運営を行う。

2 情報の提供

避難者に松江市災害対策本部、地区現地対策本部から提供される災害復興計画や応急仮設住宅の整備スケジュール、避難所の統廃合情報の提供に努める。

3 避難所集約に伴う移動

- (1) 避難所の担当職員、施設管理者は、避難所運営委員会と協議し、避難所の縮小、閉鎖の時期を調整する。学校が避難所になっている場合は、授業の再開を最優先に考える。
- (2) 全体的な避難者の減少等に伴い、地区現地対策本部から他の避難所への移動の指示があった場合は、避難所の担当職員、施設管理者、避難所運営委員会は、避難者に対して避難所の移動に関する理解と協力を得るよう十分に説明を行う。
- (3) 避難所を統合する場合には地区・町丁目ごとにまとめ、避難者への影響ができるだけ少なくなるように配慮する。
- (4) 避難所の担当職員は、他の避難所への移動が決定した場合には、移動の日時、荷物等搬送のための車両、人員の確保等について地区現地対策本部等と協議調整を図る。

4 避難所の閉鎖時期、閉鎖準備等避難者への説明

- (1) 避難所の担当職員は、地区現地対策本部等からの指示を受け、避難所閉鎖の準備に取りかかる。
- (2) 避難所の閉鎖時期の概ねの目安を立てることにより、避難生活が慢性的に継続されることを回避する。
- (3) 避難所の担当職員は、避難所運営委員会と協力し、避難所の閉鎖時期、撤収準備について避難者へ説明し十分理解されるよう努める。

5 避難所閉鎖後の通常業務体制の準備

施設管理者は、避難所閉鎖の準備とともに、避難所閉鎖後の施設の本来業務の実施体制の準備を進める。

6 避難所閉鎖準備

- (1) 避難所の担当職員は、避難所の閉鎖にあたり、使用されなかった物資等があった場合は、その種類・数量を地区現地対策本部に連絡して移動・処分等を要請する。
- (2) 避難所の担当職員は、避難所管理に使用した記録等を松江市災害対策本部に引継ぐ。

(3) 避難所運営委員会は、避難所閉鎖をもって解散する。

【参考】用語解説

原子力災害対策重点区域	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域として、国の原子力災害対策指針を踏まえ、島根県地域防災計画において定められた区域。原子力施設からの距離に応じてP A ZとU P Zがある。 本要領では、以下「重点区域」という。
P A Z (Precautionary Action Zone)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設から概ね5 km圏 ・急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
U P Z (Urgent Protective action planning Zone)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設から概ね30km圏 ・確率的影響（放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなるとみなされる影響）のリスクを最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域
E A L : (Emergency Action Level) 緊急時活動レベル	国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。
警戒事態 (E A L 1)	その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態 (E A L 3)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
(O I L : Operational Intervention Level) 運用上の介入レベル	国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

O I L 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高い空間放射線量率が計測された地点において、被ばくの影響をできる限り減らすため、住民等が数時間内に避難や屋内退避等するための基準 ・設定値500μ/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）
O I L 2	<ul style="list-style-type: none"> ・O I L 1と比較して低い空間放射線量率ではあるが、無用の被ばくを避けるために、飲食物の摂取制限を行い、1週間程度内に一時移転するための基準 ・設定値20μ/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）
O I L 4	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難先へ向かう途中に受ける避難退域時検査における基準 ・設定値β線：40,000cpm(皮膚から数cmでの検出器での計数率)
O I L 6	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食物の摂取を制限する際の基準 ・1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
避難及び一時移転	<p>避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。</p>
避難	<p>空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。</p>
一時移転	<p>緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。</p>
外部被ばく	<p>体外にある放射線源から放射線を受けること。</p>
内部被ばく	<p>放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。</p>
要配慮者	<p>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。 （災害対策基本法第8条第2項第15号）</p>
避難行動要支援者	<p>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p>
施設敷地緊急事態要避難者	<p>避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。 （UPZは該当無し）</p>
屋内退避	<p>屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。</p>
安定ヨウ素剤の予防服用	<p>避難等に併せて安定ヨウ素剤を予防的に服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。</p>

避難退域時検査及び 簡易除染	避難退域時検査は、避難者等に放射性物質が基準値以上に付着しているかを確認する検査。簡易除染は、放射性物質が基準値以上に付着していた場合に、拭き取り、水洗、脱衣等検査場所において簡単に行うことのできる除染のこと。
シーピーエム (cpm)	放射線測定器の検出部分に 1 分間に通った放射線の数を表す単位。
ベクレル (Bq)	放射線を出す側に着目した、放射能の量を表す単位。
シーベルト (Sv)	人が受ける被ばく線量の単位で、放射線による人体影響に関係づけられる。